

佐久市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

1 制定の背景

誰もがある日突然犯罪等に巻き込まれる恐れがある。犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族、またはご遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動等により、心身の不調、経済的な損失等の二次被害、加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられることになる。

こうした中、平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体においても、「犯罪被害者等の支援等に関し、その地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務がある。」と明記され、条例を制定する動きが広まっている。県内では、令和2年9月に坂城町、令和4年3月に長野県で制定された。

佐久市では、市内で起きた交通事故によりお子様を亡くされたご遺族から、令和2年11月に、「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出され、令和3年7月にそのご遺族と市長が懇談し、市長より、条例制定に向けて検討を進める旨お伝えした。

2 制定の目的

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

3 定義

（1）犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

（2）犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

（3）犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

（4）市民等

市民又は市内において事業若しくは活動を行う者

（5）二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害

（6）再被害

当該犯罪等の加害者から再び被害を受けること

4 基本理念

犯罪被害者等支援は、

- (1) 個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- (2) 被害及び二次被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われること
- (3) 安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ途切れることなく提供されること
- (4) 国、県、市、関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われること

5 市の責務

基本理念にのっとり、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するものとする。

6 市民等の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の理解を深め、二次被害が生じることがないように十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

7 基本的施策

- ・相談及び情報の提供等
 - ・心身に受けた影響からの回復
 - ・日常生活の支援
 - ・安全の確保
 - ・雇用の安定
 - ・居住の安定
 - ・経済的負担の軽減
 - ・市民の理解の増進
 - ・学校における教育
 - ・民間支援団体に対する支援
- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ※10項目を6項目の基本的施策にまとめている

① 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が、早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、関係機関等と連携して相談に応じるとともに、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

③ 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅（市営住宅に関する条例第 2 条に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮を講ずるものとする。

④ 経済的負担の軽減

市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑤ 市民等の理解の増進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑥ 民間支援団体に対する支援

市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

9 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日